

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1. 位置及び地勢

神戸町は、大垣市の北に位置し、西に伊吹山系、北に白山山系を望み、東南部は坦々とした濃尾平野に連なっているため、北西部が高く、東及び南部が低く、南北の高低差は約14mである。

町内を縦貫する一級河川は、西部を流れる奥川及び菅野川は杭瀬川に合流し、東部を流れる東平野井川は揖斐川に合流している。南部の中沢・加納・前田・瀬古は大垣輪中提に囲まれ、特殊な「輪中」形態になっている。

2. 地勢及び気象条件

濃尾平野の最北部に位置し、長い年月で河川によって運ばれた土砂が体積した平地である。粘土層、シルト層が混じる砂礫層が主体である。標高は14.5mと比較的低く、地下水位がかなり高い位置にある。気象条件は太平洋気候の影響を受ける準内陸性で、平均気温16.1度、年間降雨量1,750mmである。このため、夏期は気温格差が比較的大きく、降雨量もこの時期に集中している。冬は平均気温が0度近くまで下がるが、降水降雪量が比較的少ない。

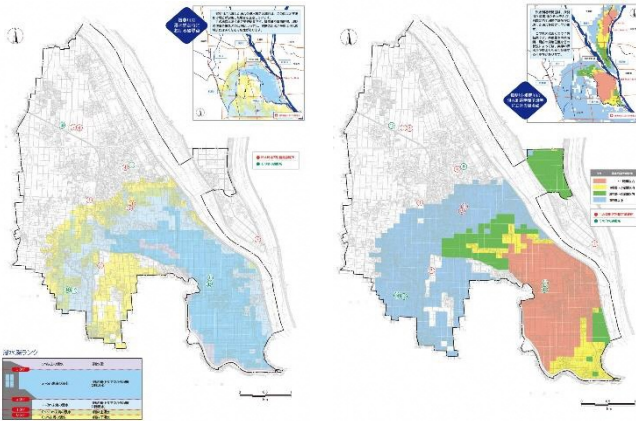
過去の災害履歴

災害発生日	災害の種類	被害状況その他
昭和34年9月	風水害 (伊勢湾台風)	全壊17戸、半壊25戸、床下浸水80戸 湛水面積250ha
昭和34年6月	集中豪雨	床上浸水6戸、床下浸水200戸
昭和36年9月	風水害 (第2室戸台風)	全壊2戸、半壊22戸、床下浸水46戸
昭和51年9月	集中豪雨	床上浸水2戸、床下浸水107戸
平成10年9月	風水害 (台風7号)	住宅等(一部損壊23棟、非住家33棟) 農業、文化財関係被害多数
平成14年7月	風水害 (台風6号)	道路一部冠水

① 風水害・土砂災害

(風水害について)

当町のハザードマップによれば、揖斐川が氾濫した場合は役場より南部の商店街や市街地を含む5割を超える地域で0.5m未満の1階床下浸水から5m未満の2階の軒下まで浸かる程度の浸水が想定され、特に注意が必要である。河川に近い地域では、堤防が決壊してから1時間以内に浸水する可能性があるため、雨の降り方や河川の水位に注意して早期に避難をする必要がある。



(土砂災害について)

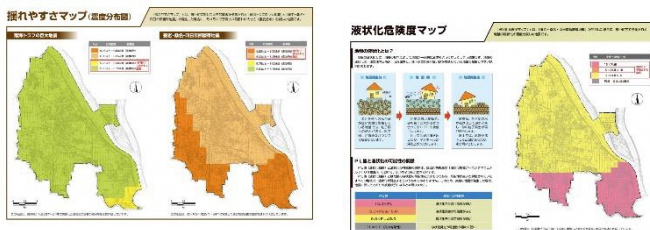
町内に土砂災害警戒対象区域はありませんが、職場などの外出先で土砂災害の前兆現象に気づいたときなど危険を感じたら早めに避難をする必要がある。

②地震災害

(地震災害について)

当町の地震ハザードマップ中にある「揺れやすさマップ」では、当町に対しての「南海トラフの巨大地震」が発生した場合、全地域で震度6弱の震度が想定されている。「養老・桑名・四日市断層地帯地震」が発生した場合、全地域で震度6強の震度が想定されている。

「液状化危険度マップ」においては、当町に対しての「養老・桑名・四日市断層地帯地震」が発生した場合、P L値（液状化指数）「 $0 < P L \text{ 値} \leq 5$ 」の液状化に可能性が低い地位がほぼ全域を占めている。特に南部の南平野小学校校区の和泉・加納・中沢及び揖斐川右岸堤防沿いの落合から柳瀬においては、「 $15 < P L \text{ 値}$ 」の液状化に可能性が高い地位と想定されている。



1. 神戸町の特質

岐阜県の平野部は、地盤が軟弱であるため山間部に比べ液状化や地盤沈下といった地震による直接的な被害が大きいと考えられる。

神戸町は海拔9.7～23.8mの平坦地で、南に向かってゆるやかに傾斜しており、その地質は揖斐川からの堆積物により形成された沖積層からなっている。こうした地形、地質により、当地域は肥沃な農耕地を形成しており、本町に於いても沖積層は地盤が軟弱であることから、当町全域で地震に対して特に注意が必要となる。

①震度・PL 値

項目	震度			PL 値 (液状化指数)	
	震度 階級	計測震度		最小	最大
		最小	最大		
想定地震					
南海トラフ巨大地震	6弱	5.54	5.89	2.58	56.17
養老-桑名-四日市断層帯地震	6強	6.07	6.49	0.53	53.94
阿寺断層系地震	5強	4.72	5.05	0.00	0.00
跡津川断層地震	5強	4.94	5.24	0.00	3.63
高山・大原断層帯地震	5強	4.77	5.08	0.00	0.15

※計測震度と震度階級について

震度階級	4	5弱	5強	6弱	6強	7
計測震度	3.5以上 4.5未満	4.5以上 5.0未満	5.0以上 5.5未満	5.5以上 6.0未満	6.0以上 6.5未満	6.5以上

②建物被害

項目	全壊			半壊		合計	
	揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化	全壊	半壊
想定地震							
南海トラフ巨大地震	32	123	0	385	183	155	568
養老-桑名-四日市断層帯地震	1,109	90	0	1,917	134	1,199	2,050
阿寺断層系地震	0	0	0	9	0	0	9
跡津川断層地震	0	1	0	39	2	1	42
高山・大原断層帯地震	0	0	0	12	0	0	12

③火災

	午前5時			午後12時			午後6時		
	炎上 出火 件数	残火 災件 数	焼失 棟数	炎上 出火 件数	残火 災件 数	焼失 棟数	炎上 出火 件数	残火 災件 数	焼失 棟数
南海トラフ巨大地震	0	0	0	0	0	0	0	0	1
養老-桑名-四日市断層帯地震	1	1	5	2	1	6	4	4	16
阿寺断層系地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0
跡津川断層地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高山・大原断層帯地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0

④ 人的被害・避難者数・帰宅困難者

項目	午前5時				午後12時				午後6時				避難者数 (建物被害及び焼失)
	死者数	負傷者数	重症者数	要救出者数	死者数	負傷者数	重症者数	要救出者数	死者数	負傷者数	重症者数	要救出者数	
想定地震													
南海トラフ巨大地震	2	88	4	8	1	59	4	5	1	57	3	6	881
養老-桑名-四日市断層帯地震	67	628	133	298	25	497	87	143	39	445	85	191	4,476
阿寺断層系地震	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	9
跡津川断層地震	0	8	0	0	0	8	0	0	0	6	0	0	45
高山・大原断層帯地震	0	2	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	12

※この他、南海トラフ巨大地震では19人の帰宅困難者が発生すると予想されている。

出典：東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について 岐阜県（平成25年2月）

④感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、神戸町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 632事業者
- ・小規模事業者数 522事業者

<内訳>

	業種	商工業者数	小規模事業者数	立地条件等
商 工 業 者	農林漁業	9	8	町内に広く分布している
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	
	建設業	74	73	
	製造業	136	107	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
	情報通信業	0	0	
	運輸業、郵便業	16	12	
	卸売業、小売業	135	97	
	金融業、保険業	6	5	
	不動産業、物品賃貸業	12	11	
	学術研究、専門・技術サービス業	27	24	
	宿泊業、飲食サービス業	71	54	
	生活関連サービス業、娯楽業	63	59	
	教育・学習支援業	31	28	
	医療、福祉	16	15	
	複合サービス業	2	1	
	サービス業<他に分類されないもの>	33	27	
	合計	632	522	

出典：平成28年経済センサス

立地

- ・製造業は、町の揖斐川右岸堤防平野庄橋以北の横井に工業団地として多く立地している。その地区は町の洪水ハザードマップにおいて浸水予想地区には該当していない。
- ・町役場を中心に多くの商店が立地しており、浸水深ランク1.0m未満の1階床下浸水エリアに位置している。
- ・町南部は、ほぼ全域が浸水エリアに入っており、物流や運送業の要となる国道への道路交通に支障をきたす恐れがある。

(3) これまでの取り組み

①神戸町の取り組み

- ・神戸町地域防災計画の策定（平成29年4月）
- ・神戸町洪水ハザードマップの作成（令和2年8月）
- ・神戸町地震ハザードマップの作成（平成28年3月）
- ・神戸町国土強靱化計画の作成（令和3年3月）
- ・神戸町避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」の作成（令和2年6月）
- ・防災訓練の実施（毎年 年1回実施 9月第1日曜日 但し、令和2年度3年度については新型コロナウイルス感染症予防のため実施していない。）

その他、食料・生活必需品の備蓄等を行っている。

②神戸町商工会の取り組み

- ・事業者 BCP の普及と防災訓練の啓発（商工会窓口チラシを常設）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル策定（令和3年2月）
- ・商工会自身の事業継続計画策定（令和3年3月）

II 課題

I. 現状（1）地域の災害リスクにより地域における災害分析を行った結果下記のような問題を抽出した。

①事業継続意識の向上と事業者 BCP 策定

神戸町の小規模事業者の多くは、限られた経営資源で多様な経営課題に対応せざるを得ないため、自然災害及び新型コロナウイルス感染症などへの対策・準備ができておらず、事業者 BCP への関心が足らず、取り組む意欲も十分でない。したがって、まずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で地域における被害発生リスク、事業所における災害発生リスクを把握し防災・減災に向け事業継続のための事業者 BCP を策定していく必要がある。

②商工会職員の支援スキルの習得

商工会は小規模事業者に対する支援として、主に経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じた小規模事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んでいる。そのため、本計画における事業継続支援のための知識や経験に関して本会職員は有しておらず、小規模事業者にとって有用な事業継続対策を支援していくためには、本会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

③災害発生時の体制強化

商工会自身の事業継続計画の策定から間もないこともあり、現時点においては自然災害発生時における機能発揮が不安視される。また、当会においては当町をはじめ各関係機関と具体的な連携体制が整備されていない。

そのため、有事において商工会活動の早期復旧及び関係機関との情報共有を図ることができるよう体制を整備する必要がある。

III 目標

自然災害等の発生時において、影響を最小限に止め事業継続を実施できる小規模事業者を数多く創出することで、地域の経済と雇用の維持・安定を目指す。その実現に向け、有事前においては事業継続に資する事業者 BCP の必要性の周知と策定支援を強化するとともに、事後においては迅速な商工会活動の復旧と関係機関との連携体制の構築を図るため、以下の目標を設定する。

①事業継続意識の向上と事業者 BCP 策定

巡回・窓口指導を通じて、事業活動に影響を与える自然災害やウイルス感染症リスクを周知し、事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所立地や経営状況など個社の環境に即した事業者 BCP の策定を支援する。

【目標件数】

- ・事業継続に関する巡回指導件数：年 1 2 回
- ・事業者 BCP 策定支援事業者数：年 4 事業者
- ・事業者 BCP 策定事業者数：年 1 事業者

②商工会職員の支援スキルの向上

事業者 BCP 策定の推進にあたっては一定のスキルが必要となるため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付け、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③災害発生時の体制強化

災害発生時において商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身の BCP の確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。

また、当町と当会が被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年1月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

神戸町商工会と神戸町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害のリスクの周知

①啓発活動

- ・巡回指導時等に、ハザードマップ、新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・毎月発行する商工会トピックス（会報誌）において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供される普及ツールやポスター・チラシ等を活用し、窓口相談時等においても普及を図る。
- ・商工会青年部、女性部等の各種団体活動において、事業所 BCP 策定や訓練等の取組み事例を紹介する。

(感染症に対する啓発活動)

- ・職員による巡回指導時に感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を会報誌に掲載し紹介する。
- ・商工会青年部、女性部などの活動において、事業者 BCP 策定や訓練等の取組み事例を紹介する。

②事業者 BCP 策定支援

- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年3月に事業継続計画を作成しており、今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1回の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに、共済加入相談に対応する。

4) フォローアップ

- ・策定した事業者 BCP の取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて専門家を招聘し計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・災害発生リスクが高いものの、事業者 BCP を策定していない事業者については、巡回等で声掛けを行い、リスクの認識と事前対策実施の必要性を訴えていき、事業者 BCP の策定へとつなげていく。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、神戸町役場総務課担当者と神戸町商工会法定経営指導員が年 1 回程度情報共有等を図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を年 1 回行う。

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関連機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施拒否の確認

①自然災害の際の対応

- ・発災後 1 時間以内に、安否確認リストを基に電話、SNS 等により職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や屋根の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に、商工会事務所及び周辺道路の被害状況を当会と当町で共有する。

②感染症の際の対応

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症の流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条の基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、商工会自身の新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルに基づき、感染症対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24 時間以内に情報共有する。

<被害規模の目安は以下を想定>

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地域内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地域内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地域内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地域内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。
---------	----------------

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。(必要に応じて随時行う。)

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1カ月	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

・連絡窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
神戸町	総務部長兼総務課長兼 危機管理監	産業建設部産業環境課長
神戸町商工会	事務局長	法定経営指導員

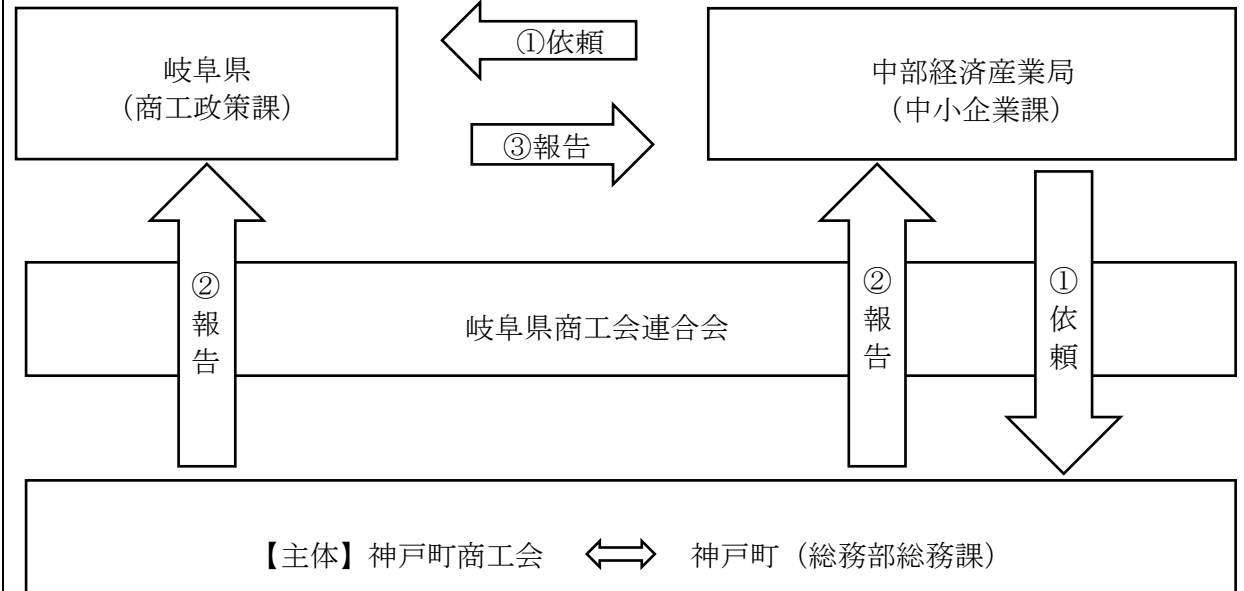
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

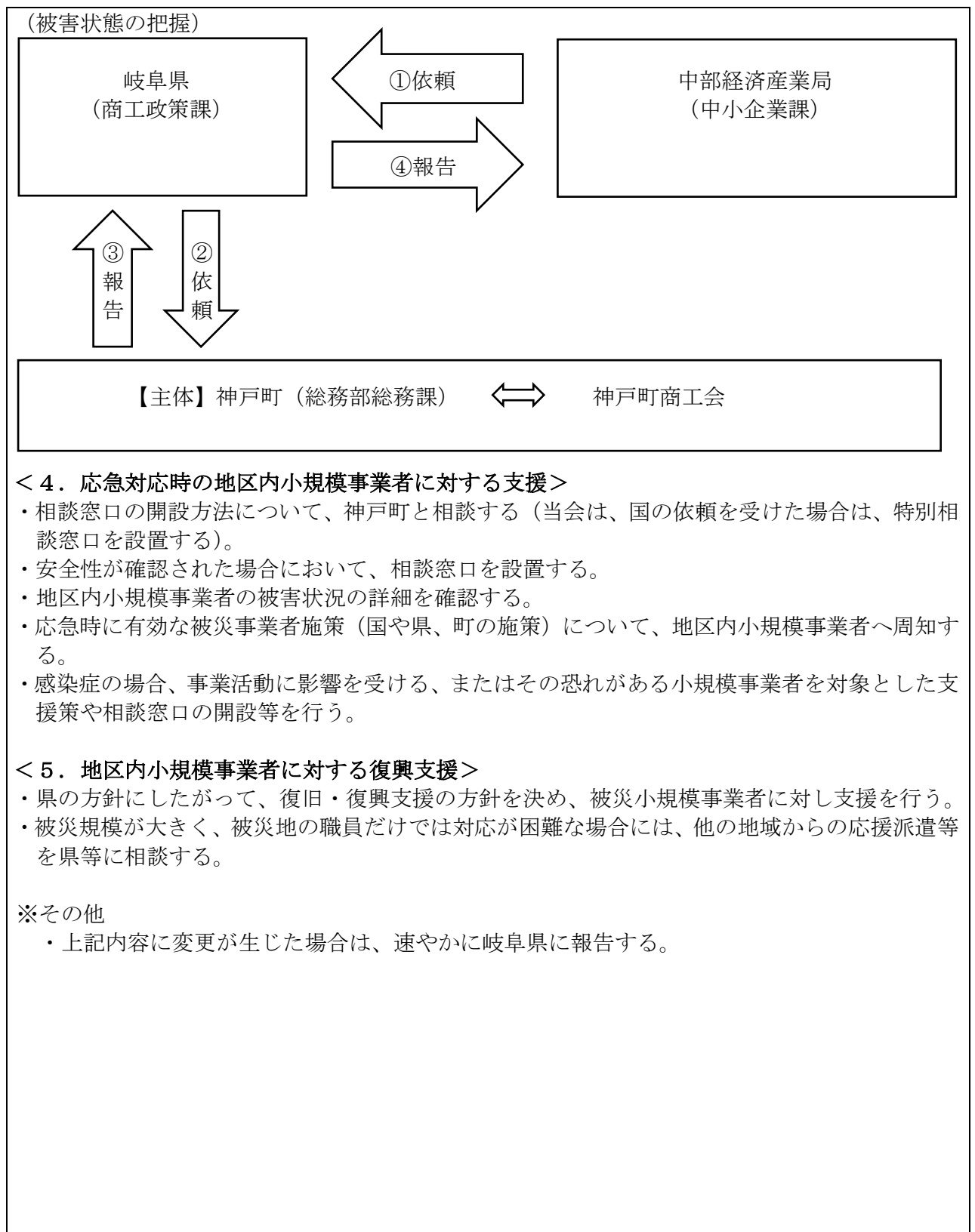
- ・自然災害等発災時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、当会は当町より県商工政策課へ報告する。

< 被害情報の流れ >

(初動対応)

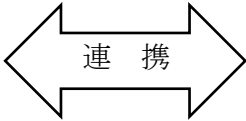
初動対応)





(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和5年8月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<p>神戸町商工会</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事務局長・ 法定経営指導員・ 経営支援員・ 一般職員	<p>神戸町</p> <ul style="list-style-type: none">・ 総務部総務課・ 産業建設部産業環境課・ 民生部健康福祉課
	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 小田博史 (連絡先は後述 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)	
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・ 本計画の具体的な取組の企画や実行	
・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所	
神戸町商工会	
〒503-2301 岐阜県安八郡神戸町大字神戸5 2 0 番地 1	
TEL : 0584-27-4185 Fax : 0584-27-8022	
E-Mail : goudo@ml.gifushoko.or.jp	
②関係市町村	
神戸町役場 総務部総務課	
〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1 1 1 1 番地	
TEL : 0584-27-3111 Fax : 0584-27-8224	
E-Mail : soumu@town.godo.gifu.jp	
※その他	
・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
1. 普及・啓発費 ポスター・チラシ印刷	50	50	50	50	50
2. 個社支援・専門家派遣費 専門家謝金、旅費	300	300	300	300	300
3. 関係団等との協議への 出席旅費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等